

令和5年5月31日

檜葉町事業者各位

檜葉町商工会
会長 木村 重男
(公印省略)

令和5年度ならばプレミアム付商品券の就労者登録のお願いについて

当会の運営に日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、檜葉町民以外であっても檜葉町で就労している従業員等（以下「就労者」といいます。）につきましては、8月5日以降、檜葉町民と同様に商品券を購入することができます。

この場合、事前手続きとして就労者登録をしていただき、檜葉町民と同様に本人確認証を発行する必要がありますので、下記のとおり就労者登録をお願いします。

なお、就労者登録に用いる就労証明書につきましては、次ページに印刷しているものか、檜葉町商工会 HP（各種資料ページ）にある電子データをご利用ください。

記

1 対象者 就労者

※令和5年5月1日時点で檜葉町に住居登録されている方につきましては、檜葉町民としてプレミアム付商品券を購入できますので、**就労者の対象外**です。

2 必要書類

- ・ 就労証明書
- ・ 就労者の身分証明書（運転免許証など）の写し

3 提出方法 事業所毎にとりまとめのうえ、①②の何れかの方法で提出してください。

①必要書類を紙に印刷して提出する方法（従前の方法）

準備した必要書類を以下の期間及び時間帯にて、檜葉町商工会館へご提出ください。

7月3日～11月30日（水・土・日・祝日を除く。）10～15時

②必要書類を電子データで用意しオンライン登録する方法

檜葉町商工会HP（各種資料ページ）から就労証明書をダウンロードして電子データにて就労証明書を作成し、身分証明書の写しをスキャン等によりPDFファイルとしたものとあわせてZIPファイル化して、就労者登録フォームからアップロードしてください。

なお、オンライン登録の特典として、就労者登録フォームから**7月31日～8月4日の就労者向け事前予約販売の予約**が可能です。是非ともオンライン登録をご利用ください。



檜葉町商工会 HP（各種資料ページ）



就労者登録フォーム

4 その他

ご不明な点がございましたら、檜葉町商工会までお問い合わせ願います。
(電話) 0240-25-2256

以上

就 労 証 明 書

令和5年 月 日

檜葉町長 松本幸英 様

【所在地】	
【企業名】	
【代表者名】	
【電話番号】	

当社は、以下の内容を証明し、記載内容に変更が生じた場合は速やかに届け出ます。
また、以下の者がプレミアム付商品券を不正に使用した場合、不正使用額を本人に返還するよう促し、本人が応じない場合は社として返還に応じることを申し添えます。

No.	氏名 (常用漢字)	氏名 (カナ)	住 所 (添付する身分証明書に記載の住所)	生年月日	勤務先住所
例	檜葉太郎	ナラハ タロウ	双葉郡〇〇町 大字 〇〇〇 字 〇〇〇 番地	〇〇〇年〇〇月〇〇日	檜葉町 大字 〇〇〇 字 〇〇〇 5-6
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					